

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 苅田町の人口構造及び産業構造

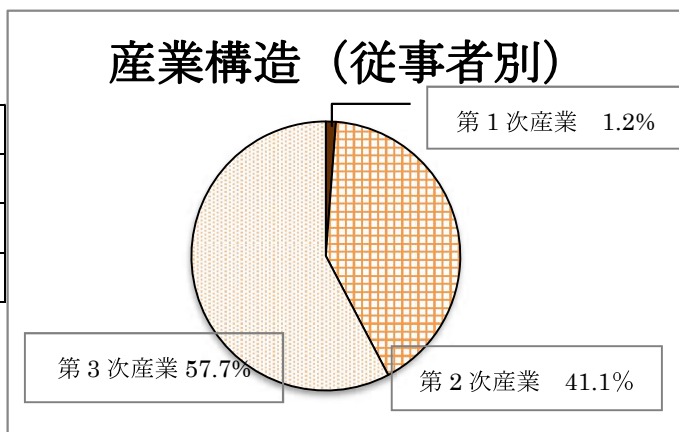
苅田町は北九州市と行橋市の間に位置し、東は周防灘に面した苅田港と広大な臨海工業地帯が広がっており、その臨港地区には日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、九州電力(株)、麻生セメント(株)など日本有数の大手企業とその関連企業が立地するなどものづくり産業を中心に発展してきた町である。特に自動車産業は、昭和50年12月、日産自動車(株)（現：日産自動車九州(株)）が生産を開始した後、トヨタ自動車九州(株)、日産車体九州(株)と完成車メーカーの工場立地が相次いだ。これを機に、自動車部品製造や車両開発、組込みソフトウェアなどの自動車関連産業が集積し、北部九州自動車生産の中心として世界有数の自動車産業集積地となっている。また、北九州市から宮崎市まで直結した東九州自動車道の苅田北九州空港IC、上記の苅田港、24時間運用可能で、滑走路延長に向けた手続きが進められている北九州空港を擁し、当町は陸海空の交通インフラが整った交通の結節点でもある。臨海地域では、こうした産業構造やインフラが整っている環境から、今後より一層の企業進出が期待されており、近年では、造成した工業団地にユニ・チャームプロダクツ(株)をはじめ、バイオマス発電所が3社立地し、更に令和4年度より新たな工業団地の分譲も開始されているところである。

こうした中、苅田町の人口は、令和5年2月末現在で37,713人（住民基本台帳）となっており、近年では緩やかな増加傾向にある。しかし、高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この20年の間に高齢化率は15.5%（平成12年国勢調査）から24.3%（令和2年国勢調査）に上昇する一方、生産年齢人口は1割弱以上が減少した（平成12年年：24,237人→令和2年年：21,919人 △9.6%）。

次に従事者数で見ると、第3次産業（卸売業、小売業などその他）が最も高く57.7%となり、次いで第2次産業（製造業、建設業）が41.1%、第1次産業（農林漁業）が1.2%となっており、産業別にみると第2次産業の製造業5,787人が最大の就業者数であった（令和2年国勢調査）。

【表】 苅田町の産業構造

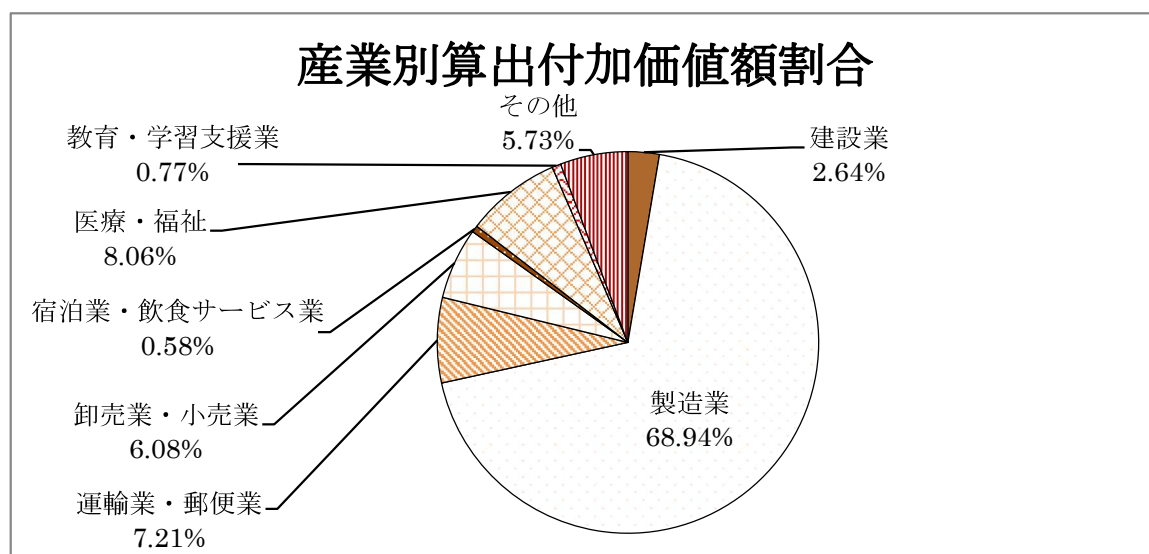
	従業者数	割合
第一次産業	194人	1.2%
第二次産業	6,705人	41.1%
第三次産業	9,406人	57.7%



産業別の付加価値額でみると、製造業（68.94%）が主に付加価値額を創出しており、全体の約7割を占めている（平成28年経済センサスー活動調査）。荊田町において製造業の付加価値額が高いのは、上記の大手企業とその関連中小企業が町内に立地している事が大きな要因である。

【表】 荊田町の産業別付加価値額・割合

	付加価値額(百万円)	割合
建設業	2,810	2.64%
製造業	73,338	68.94%
運輸業・郵便業	7,665	7.21%
卸売業・小売業	6,465	6.08%
宿泊業・飲食業	612	0.58%
医療・福祉	8,570	8.06%
教育・学習支援業	815	0.77%
その他	6,097	5.73%



② 荊田町の産業における課題

当町の高齢化及び生産年齢人口の減少は、中小企業・小規模事業者の人材不足に拍車をかけ経営成長・拡大を妨げている。こうした中で、当町域内の中小企業・小規模事業者が現状の生産力を維持し更に成長・拡大し続ける為には、単に人材を確保する取組みだけでなく、各企業における1人当りの生産性を高める事が必要不可欠である。

生産性向上における取組みとして、省力化・作業負担軽減のための機械化・IT導入などが挙げられるが、こうした設備導入に係る生産性向上の取組みを実施している企業は、取組みを行っていない企業よりも増益傾向にあるという調査結果（令和2年企業活動基本調査）が出ており、当町の設備投資については直近5年間の償却資産税収は年々減少傾向にある（新規立地企業及び大手企

業を除く。苧田町税務課調べ) ことから、当町の中小企業・小規模事業者の設備投資が積極的には実施されていないと推察される。

(2) 目標

苧田町の産業が高齢化及び生産年齢人口減少による人材不足の中で、中小企業・小規模事業者が生産力を維持し、地域経済の発展を支えるためには、生産性向上の取組みが急務である。よって、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、苧田町では導入促進基本計画を策定し事業者の設備投資に対する意欲を喚起し支援する。そのための実施目標として、中小企業等経営強化法に基づく税制支援措置の実績や本計画の手厚い支援内容を考慮し、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入基本計画の認定数が、年平均 7 件 (累計 14 件) 程度となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性 (中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。) が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

苧田町では、多様な業種が経済と雇用を支えており、幅広い事業者において生産性の向上を図る必要がある。そのため、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

苧田町の地勢、集落及び土地利用形態においては、苧田駅や国道 10 号線を中心とした商業地を中心として人口が集積し、そこにおいて多くの小売業やサービス業が営まれている。また製造業は周防灘に面した苧田港に隣接する臨海工業地区に苧田臨空産業団地をはじめとする 9 つの工業団地が工業地帯として広がっている。町の南西部、白川地区には田園地帯が広がっており、等覚寺地区では農作加工品の製造・販売を行う者がいる。これらのことから、町全域において生産性を向上させる必要があるため、苧田町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

苧田町の産業構造においては、ひとつの業種に偏在しているとは言い難いことから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

各産業・各事業における生産性向上に向けた取組みは、新技術・新製品や新

商品の開発、機械化や自動化の推進、AI や IoT 等の最先端技術の活用や IT 導入による業務効率化、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用によるエネルギー収支の改善等、多様な事業や方法が想定される。そのため、本計画において対象となる事業は、労働生産性を年平均 3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の対象としない。また、先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更に伴うものについては、当該先端設備等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減に繋がること、又は今後予想される人員不足や技術継承等の経営課題に予め対応するものであるなど、中長期的に見て雇用の安定に資すると認められるものは認定の対象とする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない。

(3) 町税滞納者及び町税未申告者への制限

町税滞納者及び町税未申告者（国民健康保険税を含む。）に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。